証券コード：4249

第105期定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2020年６月23日（火曜日）午前10時
受付開始：午前９時

開催場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館　２階　鳳凰の間

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

第105期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項について

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.moriroku.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

① 連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書・連結注記表）
② 連結計算書類に係る監査報告書
③ 計算書類の個別注記表

恐れ入りますが、当社ウェブサイトにてご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

森六ホールディングス株式会社

目　次

招集ご通知

第105期定時株主総会招集ご通知…… 2

議決権行使等についてのご案内…… 5

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件…… 8

第２号議案　監査役１名選任の件…… 13

提供書面

事業報告…… 14

計算書類…… 31

監査報告…… 34

株主各位

証券コード 4249
2020年6月8日

東京都港区南青山一丁目1番1号
森六ホールディングス株式会社
取締役社長 **栗田　尚**

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止および株主様の安全確保のため、**株主様におかれましては、可能な限り、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、本株主総会にご来場される株主様は、ご自身の体調を十分お確かめのうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。**

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月22日（月曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

なお、**本株主総会の模様は、後日、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.moriroku.co.jp）でもご覧いただくことが可能です。**開催日時点の新型コロナウイルスの流行状況等をご確認のうえ、ウェブサイトを積極的にご活用くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

［書面による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年６月22日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご送付ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

６頁から７頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年６月22日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

1 日　　時	**2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**
2 場　　所	東京都港区元赤坂二丁目２番23号 **明治記念館　２階　鳳凰の間** （前回と同じ会場ですが、階および部屋が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第105期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第105期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　取締役７名選任の件 第２号議案　監査役１名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	５頁から７頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

＜株主の皆様へのお願い＞
・ご来場の株主様は、開催日時点の新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調を十分ご確認のうえ、マスクを持参・着用し、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、ご使用のご協力をお願い申し上げます。
・発熱、咳等の症状のある方、体調のすぐれない方は、くれぐれもご無理をなさらぬようお願い申し上げます。これらに該当する方は、感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で応対をさせていただきます。
・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.moriroku.co.jp）より発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

●**本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.moriroku.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。**
①連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書・連結注記表）
②連結計算書類に係る監査報告書
③計算書類の個別注記表
なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している書類となります。また、監査役が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している書類となります。
●株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.moriroku.co.jp）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ホームページのご紹介

森六ホールディングス株式会社
http://www.moriroku.co.jp

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月23日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年6月22日（月曜日）
午後５時30分
到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月22日（月曜日）
午後５時30分
入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

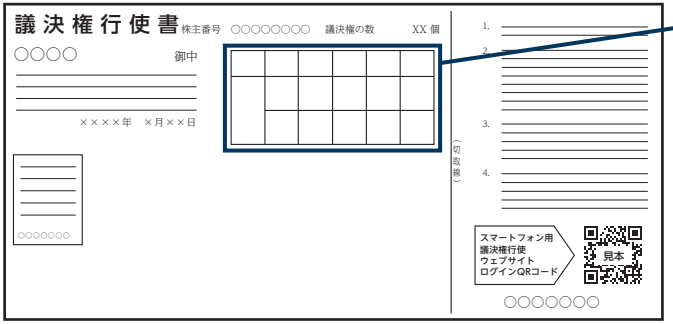

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

・インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合には、インターネットによる議決権の行使を有効なものとして取扱わせていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2020年６月22日（月曜日）
午後５時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

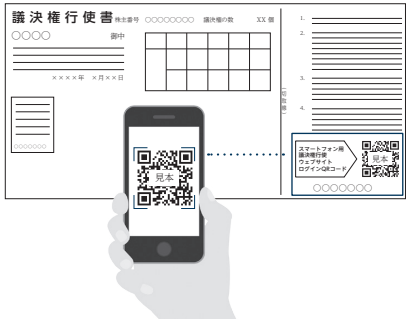

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

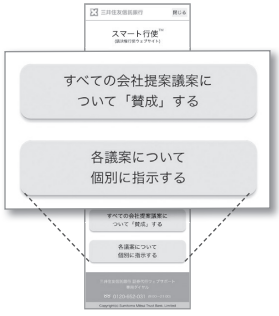

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

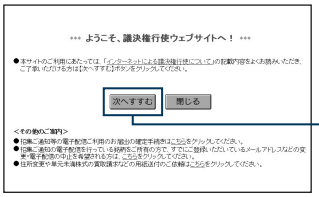

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

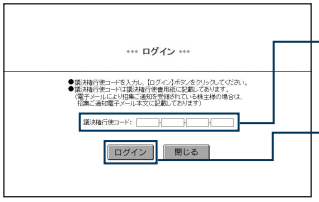

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

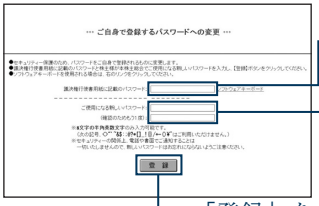

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）

（受付時間　午前９時～午後９時）

・インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
・インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんので、ご了承ください。なお、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

株主総会参考書類
議案および参考事項

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位および担当	属　性
1	栗田（くりた）　尚（たかし）	代表取締役　社長執行役員	再任
2	下迫（したさこ）　俊司（しゅんじ）	常務執行役員 経理　兼　IR担当	新任
3	文字（もんじ）　英人（ひでひと）	取締役執行役員	再任
4	森（もり）　茂（しげる）	取締役　相談役	再任
5	柴田（しばた）　幸一郎（こういちろう）	社外取締役	再任　社外　独立
6	平井（ひらい）　謙一（けんいち）		新任　社外　独立
7	大塚（おおつか）　亮（りょう）		新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

栗田　尚（くりた　たかし）

（1958年５月５日生）

再　任

所有する当社の株式数

…… 44,566株

略歴、当社における地位および担当

1981年４月	当社入社
2003年４月	Listowel Technology, Inc. 出向（President & CEO）
2008年10月	森六テクノロジー株式会社 執行役員　北米統括補佐
2009年６月	同社執行役員　北米統括
2010年９月	同社執行役員　北米統括 Greenville Technology, Inc. Chairman 兼 President & CEO
2010年11月	同社執行役員　北米統括補佐 Greenville Technology, Inc. Chairman 兼 President & CEO
2013年10月	森六ケミカルズ株式会社 執行役員　営業担当
2014年６月	同社執行役員 樹脂加工事業担当
2015年６月	同社取締役　執行役員 樹脂加工事業担当
2017年６月	同社取締役　執行役員 管理担当
2018年６月	当社取締役 副社長執行役員
2019年６月	当社代表取締役 社長執行役員（現任） 森六テクノロジー株式会社 取締役（現任） 森六ケミカルズ株式会社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

森六テクノロジー株式会社　取締役
森六ケミカルズ株式会社　取締役

取締役候補者とした理由

栗田尚氏は、長らく海外に駐在し、樹脂加工製品事業およびケミカル事業において幅広い分野の業務を経験しました。当社の代表取締役に就任以降は、その経験と知見を活かしつつ強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値の向上に邁進してまいりました。

当社グループの持続的成長と更なる企業価値向上を実現していく上で適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

下迫　俊司（したさこ　しゅんじ）

（1958年２月17日生）

新　任

所有する当社の株式数

…… 11,400株

略歴、当社における地位および担当

1981年４月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2006年４月	当社入社
2007年３月	内部監査室長
2008年６月	経理部長
2010年６月	執行役員　経理部長
2017年６月	取締役　執行役員 経理担当　兼　経理部長
2019年６月	常務執行役員　経理　兼 IR担当（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

下迫俊司氏は、金融機関における経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、当社入社後は、財務経理部門の責任者を務めてきました。現在は、常務執行役員　経理　兼　IR担当として、市場との対話やグループガバナンス向上にも注力しています。

当社グループの持続的成長と更なる企業価値向上を実現していく上で適切な人材であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

文字（もんじ） 英人（ひでひと）

（1965年4月14日生）

再　任

所有する当社の株式数
…… 15,400株

略歴、当社における地位および担当

1988年４月	稲畑産業株式会社入社
2003年５月	SIK VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役社長（出向）
2011年６月	SIK COLOR（M）SDN. BHD. 代表取締役社長（出向）
2014年10月	稲畑産業株式会社 コンパウンド統括室 （出向帰任）　部長
2016年４月	森六ケミカルズ株式会社入社
2016年６月	同社取締役　執行役員 樹脂加工製品・コンパウンド事業、ASEAN担当
2018年４月	同社取締役 副社長執行役員
2019年６月	当社取締役　執行役員（現任） 森六ケミカルズ株式会社 代表取締役　社長執行役員 （現任）

重要な兼職の状況

森六ケミカルズ株式会社　代表取締役　社長執行役員

取締役候補者とした理由

文字英人氏は、ケミカル事業の樹脂加工製品分野を中心に、前職・海外も含めて幅広い経験と知識を有しております。現在は、森六ケミカルズ株式会社代表取締役 社長執行役員として、同社の経営基盤の強化に取り組んでおります。

当社グループの持続的成長と更なる企業価値向上を実現していく上で適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

森（もり） 茂（しげる）

（1944年３月28日生）

再　任

所有する当社の株式数
…… 1,068,060株

略歴、当社における地位および担当

1967年４月	三井石油化学工業株式会社 （現三井化学株式会社）入社
1983年４月	当社入社 社長室次長
1984年６月	取締役
1991年６月	常務取締役
1994年６月	取締役副社長 生産事業本部長
1996年１月	取締役副社長 生産部門担当
1997年６月	取締役副社長 商事部門担当
1998年６月	代表取締役社長
2012年６月	取締役　相談役（現任） 森六テクノロジー株式会社 取締役（現任） 森六ケミカルズ株式会社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

森六テクノロジー株式会社　取締役
森六ケミカルズ株式会社　取締役

取締役候補者とした理由

森茂氏は、1998年６月に代表取締役に就任して以来、10年以上にわたり当社グループの成長を牽引してまいりました。2012年６月からは相談役に就任し、当社の経営全般についてその経験と見識を活かし、執行役員を兼任しない社内取締役として適切に経営を監督しております。

当社グループの持続的成長と更なる企業価値向上を実現していく上で適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

柴田 幸一郎（しばた こういちろう）

（1961年４月17日生）

再任 | 社外 | 独立

所有する当社の株式数

……　－株

略歴、当社における地位および担当

1993年４月	弁護士登録（第二東京弁護士会）永野真山法律事務所
1998年２月	弁護士柴田幸一郎法律事務所（現任）
2012年６月	第二東京弁護士会綱紀委員
2017年10月	当社社外取締役（現任）
2018年４月	第二東京弁護士会倫理委員会委員（現任）

重要な兼職の状況

弁護士柴田幸一郎法律事務所　弁護士

社外取締役候補者とした理由

柴田幸一郎氏は、弁護士として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役会においても経営に関して積極的な提案および助言をいただいております。今後も、独立した立場から取締役などの業務執行を監督いただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

候補者番号 6

平井 謙一（ひらい けんいち）

（1954年９月３日生）

新任 | 社外 | 独立

所有する当社の株式数

……　－株

略歴、当社における地位および担当

1978年４月	日産ディーゼル工業株式会社（現 UDトラックス株式会社）入社
2008年１月	同社 Vice President, Volvo Powertrain Japan CFO
2012年４月	同社 Vice President, Volvo Group Trucks Operations Japan Controlling Coordination
2016年１月	KHネオケム株式会社 取締役　財務本部長
2018年３月	同社　常務取締役　財務本部長

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由

平井謙一氏は、自動車および化学業界で会社経営に携わり、当社業界にも精通しております。

これまで培ってこられた経理・財務分野における豊富な経験と高い見識、また、企業経営に関する深い知識をもとに、独立した立場から取締役などの業務執行を監督いただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

大塚（おおつか） 亮（りょう）

（1964年11月14日生）

新任 社外 独立

所有する当社の株式数

……　－株

略歴、当社における地位および担当

1990年４月	当社入社
1994年３月	大塚ポリテック株式会社 入社
1995年５月	同社　取締役
2001年６月	同社　専務取締役
2010年７月	同社　取締役副社長
2012年９月	同社　代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

大塚ポリテック株式会社　代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

大塚亮氏は、長年にわたり製造業会社で代表取締役を務められており、当社業界にも精通しております。

これまで培ってこられた経営全般における豊富な経験と高い見識、また、企業経営に関する深い知識をもとに、独立した立場から取締役などの業務執行を監督いただくことで、当社取締役会の機能強化が期待されるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．下迫俊司氏、平井謙一氏並びに大塚亮氏は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．柴田幸一郎氏、平井謙一氏並びに大塚亮氏は、社外取締役候補者であります。
４．柴田幸一郎氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって２年９ヵ月となります。
５．当社は森茂氏および柴田幸一郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、森茂氏および柴田幸一郎氏が再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、平井謙一氏および大塚亮氏が選任された場合には、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
６．当社は、柴田幸一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、平井謙一氏および大塚亮氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役 加治屋 光丸氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふるかわ　ふじお
古川 富二男

（1958年1月2日生）

新　任　社　外　独　立

所有する当社の株式数

……　－株

略歴、当社における地位

1976年４月	国税局入局
2014年７月	東京国税局総務部考査課長
2015年７月	国税庁長官官房東京派遣首席監察官
2017年７月	東京国税局調査第四部長
2018年７月	国税局退局
2018年８月	古川富二男税理士事務所（現任）

重要な兼職の状況

古川富二男税理士事務所　税理士

社外監査役候補者とした理由

古川富二男氏は、長年にわたり国税庁において要職を歴任し、現在は税理士としてご活躍されております。税務に加えて財務・会計にも精通し、経営全般を監督する十分な見識を有していることから、独立かつ公平な立場から経営・業務執行に対する監査を行っていただけると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

（注）１．古川富二男氏は、新任の監査役候補者であります。
２．古川富二男氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．古川富二男氏は、社外監査役候補者であります。
４．古川富二男氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
５．古川富二男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

提供書面

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における世界経済は、米中通商交渉の長期化や中国経済の減速などを背景に、不透明な状況で推移していましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う経済活動の停滞により、足下で急速に減速しました。国内経済におきましては、世界経済の減速が多くの企業業績を直撃し、それらに伴う雇用・所得環境の悪化や個人消費の落ち込みが懸念されております。

当社グループの主な事業領域である自動車業界は、消費増税後の国内自動車生産は減少で推移するとともに、中国・新興国市場は落ち込み、米国市場も力強さを欠くなど、世界的に需要が伸び悩みました。また、新型コロナウイルスの影響による完成車メーカーの工場停止や生産台数の減少、サプライチェーンへの影響などもあり、事業環境は一層厳しさを増しております。

なお、化学品の販売価格形成の基準となるナフサ価格については前期に比べて下落し、為替相場については、一時急激に円高に進むなど不安定に推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、2020年３月期をスタートとする第12次中期経営計画（2020年３月期～2022年３月期）を新たに策定し、当該計画に基づき、高効率製造体制の強化と更なる品質向上、成長事業への設備投資や研究開発への経営資源の重点投入、新規顧客獲得に向けた営業活動等に取り組んでまいりました。

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループ全体の経営戦略の策定やリスク管理、SDGsやESG経営の実践、コンプライアンスの強化等、コーポレートガバナンスの更なる強化に取り組むとともに、上場会社として市場やステークホルダーとの対話を積極的に推進し、また、グループが持続的に成長するための人財戦略や働き方改革を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、営業収益2,792百万円（前期比16.0％増）、営業利益1,408百万円（同26.3％増）、経常利益1,720百万円（同9.9％増）となり、前期に計上されていた投資有価証券売却益が減少した結果、当期純利益は1,815百万円（同15.9％減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の設備投資の総額は175百万円で、その主要なものは次のとおりです。

当事業年度に設備投資した主要設備

子会社の基幹システム構築

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、金融機関から新規の長期借入はありません。また、運転資金の安定的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,000百万円の貸出コミットメントライン契約を締結しておりますが、当事業年度末における借入はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

		第102期 (2017年３月期)	第103期 (2018年３月期)	第104期 (2019年３月期)	第105期 (当事業年度) (2020年３月期)
営業収益	(百万円)	1,395	1,544	2,407	2,792
経常利益	(百万円)	856	889	1,565	1,720
当期純利益	(百万円)	701	719	2,159	1,815
1株当たり当期純利益	(円)	47.35	47.13	130.52	109.62
総資産	(百万円)	40,451	44,586	40,017	36,469
純資産	(百万円)	24,126	30,706	28,614	27,294
1株当たり純資産	(円)	1,629.37	1,855.90	1,729.48	1,647.41

(注) 1．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2．当社は、2017年10月４日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益につきましては、当該分割が第102期事業年度の期首に行われたと仮定し算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
樹脂加工製品事業	森六テクノロジー株式会社	350百万円	100.00	合成樹脂製品の製造販売（四輪車部品・二輪車部品）
	Greenville Technology, Inc.	17,000千US＄	100.00	自動車四輪部品製造販売
	Listowel Technology, Inc.	17,800千C＄	100.00	自動車四輪部品製造販売
	Rainsville Technology, Inc.	12,000千US＄	100.00	自動車四輪部品製造販売
	Moriroku Technology（Thailand）Co.,Ltd.	450,000千THB	100.00	自動車四輪部品製造販売
	広州森六塑件有限公司	8,000千US＄	100.00	自動車四輪部品製造販売
	武漢森六汽車配件有限公司	8,000千US＄	100.00	自動車四輪部品製造販売
ケミカル事業	森六ケミカルズ株式会社	350百万円	100.00	化学品・合成樹脂製品の販売および輸出入
	四国化工株式会社	220百万円	79.40	合成樹脂フィルムなどの製造販売
	Moriroku（Thailand）Co.,Ltd.	100,000千THB	100.00	化学品・樹脂製品輸出入販売
	森六（広州）貿易有限公司	300千US＄	100.00	化学品・樹脂製品輸出入販売

（注）1. 当社の議決権比率には、間接所有の議決権比率を含んでおります。
2. 上表に記載した重要な子会社を含め、当事業年度の連結子会社は28社、持分法適用会社は２社であります。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済並びに国内経済は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に伴い、中長期的な経済動向の見通しがつかない状況にあります。短期的にはあらゆる分野での需要減少が予想され、当社を取り巻く事業環境においても生産および市況の弱含みが見込まれます。

自動車業界においては、長期的にはインドやASEANといった新興国の成長が期待されますが、新型コロナウイルスの影響から米国および中国の二大市場を主体に世界全般での大幅な生産調整が予想されます。一方、電気自動車や自動運転車をはじめとする次世代自動車に対する技術革新は、業種の垣根を越えてさらに広がっていくことが期待されます。

このような状況の中、当面は、新型コロナウイルスの影響による事業環境変化への迅速な対処、不要不急の支出削減、サプライチェーンの多様化等の対応を進めてまいります。一方、当社グループは新たな経営体制の下、第12次中期経営計画『MI400（2020年３月期～2022年３月期）』を推進しております。400年企業として勝ち残るために当該計画に基づき、次世代自動車に向けた技術や商品開発をグループ横断で追求するとともに、新たな成長分野へ経営資源を配分することで、強固な経営基盤を構築してまいります。第12次中期経営計画の概要につきましては、以下のとおりであります。

a. スローガン

MOVING FORWARD WITH MI 400（Moriroku Innovation 400）

b. 基本方針

環境変化を先取りし、新事業創造と変革に挑み続けることでグローバル市場で勝ち抜ける経営基盤を構築する

c. 基本戦略

Ⅰ．経営基盤強化　：　上場企業としての企業価値の向上
Ⅱ．付加価値創造　：　モビリティー革新への新技術の事業化
Ⅲ．事業構造変革　：　新スマート社会での新たな事業基盤の実現

d. 重点的施策

・グローバル経営基盤の強化を図ることで変革の加速を実現
・地球環境変化への対応、豊かな暮らしつくりへの社会貢献の実行
・新成長事業育成への資源配分、ポートフォリオの最適化
・次世代モビリティーへの技術・商品開発の挑戦（グループ横断での取組・外部パートナーとの提携）
・環境変化を先取りした新たな生産技術の確立
・グローカライズビジネスの拡大

当社グループは『未来を先取りする創造力と優れた技術で高い価値を共創し、時を越えて、グローバル社会に貢献する』を経営理念とし、全従業員の総力を結集して、その実現に取り組んでおります。また、リスク管理レベルの向上、コンプライアンスの徹底、内部統制の充実化等、コーポレートガバナンスの強化に取り組むことで、企業の社会的責任の更なる推進を図り、持続的に成長する企業集団を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社は、持株会社として子会社および関連会社の管理などを行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2020年３月31日現在）

本社	東京都港区南青山一丁目１番１号

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48（5）名	1名減（-）	41.1歳	8.9年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	2,128
株式会社阿波銀行	2,010
株式会社りそな銀行	1,663

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数 60,000,000株

（2）発行済株式の総数 16,960,000株
（自己株式391,585株を含む）

（3）株主数 3,876名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口）	1,416,000	8.55
森六従業員持株会	1,316,606	7.95
三井物産株式会社	1,128,000	6.81
森　　茂	1,068,060	6.45
本田技研工業株式会社	792,000	4.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	558,500	3.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	541,500	3.27
株式会社阿波銀行	526,000	3.17
森　　豊　子	296,814	1.79
山　田　佳　子	291,782	1.76

（注）1. 当社は、自己株式を391,585株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口）の所有株式は、三井化学株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたものであり、議決権行使の指図権は三井化学株式会社が留保しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	栗田　　尚	森六テクノロジー株式会社　取締役 森六ケミカルズ株式会社　取締役
取締役　執行役員	早川　　勝	森六テクノロジー株式会社　代表取締役社長執行役員
取締役　執行役員	文字　英人	森六ケミカルズ株式会社　代表取締役社長執行役員
取締役　執行役員	森　満里子	働き方改革・人事 兼 広報担当
取締役　相談役	森　　茂	森六テクノロジー株式会社　取締役 森六ケミカルズ株式会社　取締役
取締役	藤瀬　　學	
取締役	柴田幸一郎	弁護士柴田幸一郎法律事務所 弁護士
常勤監査役	赤谷　隆一	森六テクノロジー株式会社　監査役 森六ケミカルズ株式会社　監査役
常勤監査役	多田　光一	森六テクノロジー株式会社　監査役 森六ケミカルズ株式会社　監査役
監査役	川島　　正	川島法律・会計事務所 弁護士　公認会計士
監査役	加治屋光丸	加治屋光丸税理士事務所 税理士

（注）１．取締役藤瀬學氏および柴田幸一郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役川島正氏および加治屋光丸氏は、社外監査役であります。
３．監査役川島正氏および加治屋光丸氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役川島正氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役加治屋光丸氏は、税理士の資格を有しております。

4．当事業年度中の取締役および監査役の異動は以下のとおりであります。
・2019年６月27日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長執行役員三輪繁信氏、取締役執行役員下迫俊司氏、取締役執行役員宮腰弘幸氏は任期満了により退任いたしました。
・2019年６月27日開催の第104期定時株主総会において、新たに文字英人氏は取締役に選任され就任いたしました。
5．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	10（2）	221（14）
監査役（うち社外監査役）	4（2）	40（10）
合計（うち社外役員）	14（4）	262（24）

（注）1．上記には、2019年６月27日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

(4) 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職の状況および当該他の法人等との関係

・取締役藤瀬學氏は、KHネオケム株式会社の社外取締役でありましたが、2020年３月26日付で退任いたしました。当社と同社との間には特別の関係はありません。

・取締役柴田幸一郎氏は、弁護士柴田幸一郎法律事務所を開設しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役川島正氏は、川島法律・会計事務所を開設しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役加治屋光丸氏は、加治屋光丸税理士事務所を開設しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役　藤瀬　學	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席いたしました。長年にわたって企業経営に携わってきた見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　柴田　幸一郎	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　川島　正	当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査役会16回のすべてに出席いたしました。弁護士および公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として適宜必要な報告、発言、質問を行っております。
監査役　加治屋　光丸	当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査役会16回のすべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として適宜必要な報告、発言、質問を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

イ．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ａ）当社グループの役員および従業員に適用する行動指針として、法令、社内規則および企業倫理などの遵守に関する「森六グループ行動指針」を策定し、その周知徹底を図る。

ｂ）当社グループにおける法令、社内規則および企業倫理などの遵守に関する通報・相談ができる窓口として、業務執行ラインから独立した「コンプライアンス相談窓口」を設置・運用する。

ｃ）当社グループにおける法令、社内規則および企業倫理などの遵守状況のモニタリングを実施し、当該モニタリングの結果により把握された問題点につき、必要な是正措置を行う。

ｄ）当社グループにおける内部統制システムについて、当社の内部監査室が整備・運用状況の内部監査を行い、監査役が取締役会決議の内容および取締役による整備・運用状況を監視・検証する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「取締役会規定」ならびに文書管理および情報管理に関するその他の社内規則に従い、文書または電磁的記録により作成・保存・管理し、取締役および監査役が必要に応じて閲覧可能な体制を整備・運用する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ）当社グループにおける事業活動に関連するリスクを管理するための規則・体制を整備・運用する。

ｂ）当社または当社子会社に重大な影響を及ぼす可能性のある事故・災害に迅速かつ的確な対応を図るための体制を整備・運用する。

ｃ）社内外の事業環境の変化に応じて、リスクの評価ならびにリスク管理および事故・災害対応の体制・運用を見直す。

ニ．取締役などの職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ）当社グループにおける適正かつ効率的な業務執行のための職務分掌・権限および意思決定に関する規則・体制を整備・運用する。

b）当社および当社グループの経営方針、中期計画、年度計画などの事業運営に関する方針を策定し、それらの周知徹底を図る。

ホ．当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a）当社子会社における業務執行について、当社の事前承認・報告を義務づける契約または規則および体制を整備・運用する。

b）当社子会社における重要な課題・コンプライアンス問題などを早期に把握・対応するための報告体制を整備・運用する。

ヘ．財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を策定し、財務報告の適正性および信頼性を確保するために必要な体制を整備・運用・評価する。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合は、監査役の職務を補助すべき監査役スタッフを配置する。

チ．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a）監査役の職務を補助すべき監査役スタッフは、当該補助につき、監査役の指揮命令により遂行し、当社の役員および従業員の指揮命令には服さない。

b）当該監査役スタッフの人事異動・評価・懲戒処分は、予め監査役の同意を得たうえで決定する。

リ．監査役への報告に関する体制

a）当社グループの役員および従業員は、社内規則または監査役の要求により、当社グループの業務執行に関する事項を報告する。

b）重要会議への監査役の出席の機会を確保し、当該会議の付議資料・議事録などの資料の閲覧権限を監査役に対して付与する。

c）当社の内部監査室は、当社および当社子会社の内部監査の結果を監査役に対して報告する。

d）監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備・運用する。

ヌ．監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを行う。

ル．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ）代表取締役社長およびその他の取締役は、監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図る。

ｂ）監査役と当社の内部監査室および会計監査人との間で、監査結果などにつき情報交換を行うなど、相互に連携を図る体制を整備・運用する。

ヲ．反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、当社グループにおける反社会的勢力への対応の基本方針を策定し、反社会的勢力への対応体制を整備・運用する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しています。

当該事業年度における主な整備・運用状況の概要は以下のとおりです。

イ．コンプライアンス体制

ａ）新入社員、キャリア採用社員などに対するコンプライアンス研修、定期的に実施している全社員向けのコンプライアンス研修などにおいて、グループ行動指針の周知徹底およびコンプライアンス意識の啓発を図りました。

ｂ）社員のコンプライアンス意識のレベル、コンプライアンスに関する組織風土や環境等について現状を把握し、より適切なコンプライアンス関連施策を展開するために、「コンプライアンス意識調査」を実施しました。

ｃ）内部通報・相談制度を整備し、「森六グループ内部通報・相談窓口」を社内および社外に設置しており、研修等において当該窓口の周知を図り、当社グループの社員等からの通報・相談を受け付け、必要な対応を行いました。

ｄ）内部監査部門が内部監査規定に従って当社グループの監査を実施し、その結果について社長への報告および監査役への情報提供を行いました。

ロ．リスク管理体制

グループ全体を対象としたリスク管理体制について、当社国内および海外の子会社に対して運用の徹底を図り、当社ならびに当社国内および海外子会社において、リスクの評価の見直しおよび優先対応リスクの見直しなどを行うとともに、当社および子会社における優先対応リスクへの対応状況について定期的に確認を行いました。

ハ．グループ内部統制

国内および海外子会社における重要な課題などを早期に把握するための体制について、当社国内および海外の子会社に対して運用の徹底を図るとともに、当社国内および海外子会社における法令等遵守の状況、リスク管理の状況等を四半期毎に確認をしました。

ニ．財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を推進し、その有効性の評価を行いました。

ホ．監査役監査体制

ａ）監査役は、取締役会などの重要な会議への出席、稟議の閲覧などを通じ、取締役および執行役員などによる意思決定の過程や内容について監査を行いました。

ｂ）監査役は、法令遵守の状況、「森六グループ内部通報・相談窓口」への通報・相談の状況、リスク管理の状況等について、定期的に報告を受けました。

ヘ．反社会的勢力排除に向けた体制

ａ）新規の取引先については取引開始時に、継続的な取引先については定期的に、反社会的勢力に該当しないか調査を行うとともに、取引契約の締結に際しては反社会的勢力排除条項を含む契約書または同趣旨の覚書を締結しました。

ｂ）採用する社員について反社会的勢力に該当しないか調査を行うとともに、入社に際して反社会的勢力排除条項を含む誓約書を取得しました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけており、将来における事業展開と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

内部留保につきましては、研究開発、設備投資に投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上を図り、株主還元の増大に努めてまいります。

当該方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、経営環境や業績の見通しなどを総合的に勘案し、2020年５月20日開催の取締役会決議に基づき、１株当たり43円00銭とさせていただきます。なお、中間配当金１株当たり51円00銭をすでに実施しておりますので、当期の年間配当金は１株当たり94円00銭となり、前期から据え置きとなります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当金の総額	712百万円
③ 配当の割当	1株当たり43円00銭
④ 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年６月24日

今後も持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主還元に努めてまいります。

◎本事業報告中の百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。また、％（パーセント）で表示する場合は、表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第105期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**7,593**
現金及び預金	2,111
前払費用	38
関係会社短期貸付金	4,986
その他	467
貸倒引当金	△10
固定資産	**28,875**
有形固定資産	**34**
建物	7
構築物	1
工具、器具及び備品	4
土地	12
リース資産	9
無形固定資産	**422**
ソフトウェア	422
その他	0
投資その他の資産	**28,418**
投資有価証券	13,881
関係会社株式	12,708
関係会社長期貸付金	2,419
その他	157
貸倒引当金	△747
資産合計	**36,469**

科目	第105期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**6,349**
短期借入金	4,932
1年内返済予定の長期借入金	1,144
リース債務	5
未払金	130
未払費用	75
未払法人税等	24
預り金	15
前受収益	0
その他	19
固定負債	**2,825**
長期借入金	1,473
リース債務	4
繰延税金負債	1,234
退職給付引当金	6
資産除去債務	23
その他	82
負債合計	**9,174**
純資産の部	
株主資本	**21,974**
資本金	**1,640**
資本剰余金	**4,779**
資本準備金	1,386
その他資本剰余金	3,393
利益剰余金	**15,793**
利益準備金	177
その他利益剰余金	15,616
固定資産圧縮積立金	8
別途積立金	9,870
繰越利益剰余金	5,738
自己株式	**△239**
評価・換算差額等	**5,320**
その他有価証券評価差額金	**5,320**
純資産合計	**27,294**
負債純資産合計	**36,469**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第105期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	
営業収益		
業務受託料収入	1,114	
関係会社配当金収入	1,678	2,792
営業費用		**1,383**
営業利益		**1,408**
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	424	
関係会社事業損失引当金戻入額	31	
その他	13	564
営業外費用		
支払利息	69	
貸倒引当金繰入額	126	
その他	56	253
経常利益		**1,720**
特別利益		
投資有価証券売却益	188	
関係会社清算益	11	199
特別損失		
投資有価証券評価損	23	23
税引前当期純利益		**1,896**
法人税、住民税及び事業税	15	
法人税等調整額	64	80
当期純利益		**1,815**

株主資本等変動計算書

第105期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,640	1,386	3,351	4,737	177	8	9,870	5,545	15,600
当期変動額									
剰余金の配当								△1,622	△1,622
当期純利益								1,815	1,815
譲渡制限付株式報酬			41	41					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	41	41	－	－	－	192	192
当期末残高	1,640	1,386	3,393	4,779	177	8	9,870	5,738	15,793

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△253	21,725	6,889	6,889	28,614
当期変動額					
剰余金の配当		△1,622			△1,622
当期純利益		1,815			1,815
譲渡制限付株式報酬	14	55			55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,568	△1,568	△1,568
当期変動額合計	14	248	△1,568	△1,568	△1,319
当期末残高	△239	21,974	5,320	5,320	27,294

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

森六ホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松木　豊　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三上伸也　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、森六ホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第１０５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

森六ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　**赤　谷　隆一**　㊞
常勤監査役　**多　田　光一**　㊞
社外監査役　**川　島　　正**　㊞
社外監査役　**加治屋　光丸**　㊞

以　上

MEMO

定時株主総会会場ご案内図

会場 **明治記念館 2階 鳳凰の間**

東京都港区元赤坂二丁目２番23号／電話（03）3403－1171（代）

交通 ------► J　R　中央線・総武線**「信濃町駅」南口**より**徒歩約４分**

------► 地下鉄　銀座線・半蔵門線・大江戸線**「青山一丁目駅」出口１**または**２**より**徒歩約８分**



※お願い：駐車場に限りがございますので、電車・バス等の交通機関をご利用ください。
株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。